

介護保険サービス料金

PRICE

2022年7月7日現在の情報です。介護報酬改定により変動する場合がございます。

■ 訪問看護料金

項目		費用(10割)	1割	2割	3割
20分未満	要介護の場合	¥3,458	¥345	¥691	¥1,035
	要支援の場合	¥3,337	¥333	¥667	¥1,001
30分未満	要介護の場合	¥5,193	¥519	¥1,038	¥1,557
	要支援の場合	¥4,972	¥497	¥994	¥1,491
30分以上 60分未満	要介護の場合	¥9,072	¥907	¥1,814	¥2,721
	要支援の場合	¥8,751	¥875	¥1,750	¥2,625
60分以上 90分未満	要介護の場合	¥12,431	¥1,243	¥2,486	¥3,729
	要支援の場合	¥12,011	¥1,201	¥2,402	¥3,603

■ リハビリ料金

項目		費用(10割)	1割	2割	3割
20分 (1日2回を超えての 実施の場合は90/100)	要介護の場合	¥3,237	¥323	¥647	¥971
	要支援の場合	¥3,127	¥312	¥625	¥938

■ その他加算費用

1割または所得によって2割、3割の負担となります。

■ 緊急時訪問看護加算

¥6,342/月(10割)

利用者又はその家族に対して24時間連絡対応体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行うことができる【別途契約】

■ 特別管理加算(Ⅰ)

¥5,525/月(10割)

在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

■ 特別管理加算(Ⅱ)

¥2,762/月(10割)

在宅酸素療法指導管理等を受けている状態(厚生労働大臣の定める状態)人工肛門、人工膀胱を設置している状態真皮を超える褥瘡の状態

■ ターミナルケア加算

¥22,100(10割)

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

■ 退院時共同指導加算

¥6,630(10割)

病院、診療所、介護老人保健施設に入院中、入所中の患者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。退院、退院後の初回の訪問看護の際に、1回(特別な管理を要する者である場合は2回)に限り算定できる

■ 複数名訪問看護加算

30分未満 ¥2,806(10割)
30分以上 ¥4,442(10割)

厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に2人の看護師が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合

■ 早朝・夜間加算

看護料金の25%

早朝：午前6時～午前8時 深夜：午後6時～午後10時

■ 深夜加算

看護料金の50%

午後10時～午前6時

■ 初回加算

¥3,315/月(10割)

新規に訪問看護計画書を作成利用者に対して、訪問看護を提供した場合

■ 長時間訪問看護加算

¥3,315(10割)

特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い、所要時間の通算が1時間30分以上となる

■ サービス提供体制強化加算Ⅰ ¥6/回

■ サービス提供体制強化加算Ⅱ ¥3/回

下記の基準をいずれも適合する場合

- ・従業者の個別の研修計画の作成、研修の実施等
- ・利用者の情報、サービス提供の留意事項の伝達、サービスを提供する従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催
- ・従業者の定期歴な健康診断等の実施
- ・区分に応じた以下の資格・金属年数要件を満たすこと

■ サービス提供体制強化加算Ⅰの資格・勤続年数要件

看護師等のうち禁則年数7年以上の者が30%以上

■ サービス提供体制強化加算Ⅱ

看護師等のうち勤続年数3年以上の物が30%以上